

FAQ

No.	質問	回答
1	電気式 パッケージエアコン（EHP）やガスヒートポンプエアコン（GHP）、業務用ヒートポンプ給湯器は対象でしょうか。	ヒートポンプ・蓄熱センターが執行する事業の対象ではありません。 環境共創イニシアチブ（SII）さまへお問い合わせ・ご申請ください。（TEL:0570-055-122）
2	G.bizIDの申請には何が必要でしょうか。	G.bizIDの申請書作成ページ（ https://gbiz-id.go.jp/app/rep/reg/apply/show ）から基本情報登録を行い、ダウンロードした申請書と印鑑（登録）証明書を「〒530-8532 G.bizID運用センター宛」で郵送してください。 詳細は必ず、G.bizIDのホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/ ）をご確認ください。
3	直近の決算において、赤字ですが申請できますか。	赤字であっても直近の決算において債務超過でなければ、申請は可能です。 リースを活用した共同申請の場合は、設備使用者が債務超過の場合も申請は可能です。但し、設備所有者であるリース会社が債務超過の場合は申請できません。
4	公募要領に「成果報告時に補助対象設備の1週間以上の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告できる事業者であること。」とありますが、実測が必須なのでしょうか。	成果報告の詳細については、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。 なお、成果報告の方法に限らず、計測器は補助対象になりません。
5	みなし大企業は申請できますか。	みなし大企業も申請可能です。補助事業ポータル企業の選択は、「その他」を選択してください。
6	医療法人、学校法人、社会福祉法人や地方自治体は申請できますか。	医療法人、学校法人、社会福祉法人や地方自治体等も申請可能です。 従業員数が300人以下の場合は、公募要領に定める企業体の「その他中小企業者等(会社法上の会社以外)」に該当します。従業員数が300人を超える場合は、公募要領に定める企業体の「その他」に該当します。
7	従業員数にはどこまでの範囲の人が含まれますか。	従業員数の範囲には雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者が含まれます。 例えば雇用契約書や労働条件通知書などで雇用主と雇用契約を結んでいる正規社員の他、契約社員やアルバイト・パートなども従業員数の範囲となります。
8	共同申請者（リース会社）から「レンタル」契約でも申請可能ですか。	原則、レンタル契約での申請はできません。リースを利用する場合、補助対象となる設備等は原則として、処分制限期間（法定耐用年数）の間、使用することを前提としたリース契約となります。
9	ギャランティード・セイビングス契約にてESCO事業を実施することはできますか。	ギャランティード・セイビングス契約のESCO事業者は、共同申請者になれません。
10	リース会社との共同申請の場合、残価付リース・購入選択権付リース・割賦契約は認められますか。	残価付リース・購入選択権付リース及びリース会社が所有権を持たない割賦契約と判断される場合は認められません。
11	リース契約期間の制約はありますか。	リース契約期間については以下3点を満たしているか確認してください。 ・補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であること。 ・1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であること。 ・最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの契約がある場合は対象とする（リース契約期間＋再リース契約期間＝処分制限期間）。
12	リース契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ、所有権移転付リースとして申請できますか。	処分制限期間後に所有権が移転される契約であれば申請可能です。
13	転リース（転貸リース、サブリース、リース&リース）は利用できますか。	転リース（転貸リース、サブリース、リース&リース）は利用できません。
14	申請設備は自由に選べますか。	HPTCJが定めた基準（COP）を満たしたヒートポンプ設備が補助対象となります。 補助事業ポータルサイトにて、補助対象となる設備を公開していますので、各設備種別の補助対象設備一覧をご確認ください。
15	付帯設備は補助対象設備に含まれますか。	原則、設備本体が補助対象となります。本体に含まれる範囲については、公募要領P.15をご確認ください。
16	空調として事務所・テナントへの導入を考えていますが、対象になりますか。	使用用途が対人専用の場合は補助対象外です。 設備区分の高効率空調として申請をご検討いただき、環境共創イニシアチブ（SII）さまへお問い合わせ・ご申請ください。（TEL:0570-055-122）
17	補助率を教えてください。	設備種別・性能（能力等）毎に設定する定額の補助となり、補助率は設定されていません。 導入予定設備の定額補助金額は、ヒートポンプ・蓄熱センター補助事業ポータルにアップロードされている各設備種別毎の「補助対象設備一覧」に登録されている各設備の加熱能力と公募要領の「別表1 産業ヒートポンプの種別毎に定める定額補助金額」記載の加熱能力値あたりの補助金額から算出してください。

No.	質問	回答
18	定額補助の算出方法について、教えてください。	<p>設備の加熱能力に基づく定額とし、補助金額を算出します。</p> <p>【算出例】 補助金額 = 補助対象設備の加熱能力 [kW] × 加熱能力当たりの補助金額 [円 / kW] × 導入台数 [台]</p> <p>なお、補助金申請額の上限は、補助対象経費の合計額の2分の1となります。</p>
19	補助金はいつごろ支払われるのですか。	実績報告の審査が完了する日によって、支払われる月が変わりますが、2023年3月末までにお支払いいたします。
20	申請書類提出後に代表者が変更になる予定ですが、現時点での「商業登記簿謄本」(原本)を提出してよいですか。	<p>申請書の提出時点の代表者の方で申請し、その時点での「商業登記簿謄本」を提出してください。代表者が変わった際に「代表者変更届」と代表者が変更された登記簿謄本を法務局より入手し速やかに提出してください。</p> <p>※登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFによる提出も可能です。</p>
21	補助金が交付決定する前に代表者が変更しました。何か手続きが必要ですか。	<p>代表者変更届の提出が必要となります。</p> <p>変更の可能性が生じた場合は、予めHPTCJに連絡し、その指示に従ってください。</p>
22	補助金が交付決定する前に事業者名が変更しました。何か手続きが必要ですか。	<p>申請者変更届の提出が必要となります。</p> <p>変更の可能性が生じた場合は、予めHPTCJに連絡し、その指示に従ってください。</p>
23	補助金が交付決定する前に申請した住所が変更しました。何か手続きが必要ですか。	<p>住所変更届の提出が必要となります。</p> <p>変更の可能性が生じた場合は、予めHPTCJに連絡し、その指示に従ってください。</p>
24	事業内容に変更等が発生した場合はどの手続きが必要ですか。	事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めHPTCJに連絡し、その指示に従ってください。
25	交付決定後、販売事業者の変更は可能ですか。	交付決定後、交付申請時に選定した販売事業者以外に発注する場合は、HPTCJまでご連絡ください。
26	交付決定後に導入する設備を変更してもよいですか。	交付決定を受けた後の変更は原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は事前にHPTCJにご相談ください。
27	中間報告とは何をすればよいですか。	<p>中間報告とはHPTCJが別に定める期日までに、以下の手続きを行うことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着工前写真の提出 ・補助金振込口座の登録 <p>詳しくは、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。</p>
28	災害等のやむを得ない理由により事業完了の遅れが見込まれる場合、どうすればよいですか。	災害等のやむを得ない理由により事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにHPTCJに連絡してください。
29	新型コロナウイルスの影響により、事業に遅れが生じた場合、どうすればよいですか。	新型コロナウイルスの影響により、事業計画に遅延等が見込まれた場合は、速やかにHPTCJに連絡してください。
30	「事業完了」とはどのような状態なのか教えてください。	導入された省エネルギー設備等を設置・検収の上、販売事業者等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。
31	個人事業主ですが、インターネットで青色申告を行いました。したがって、税務署の受領印がありませんがどうすればよいですか。	確定申告書Bの写し、所得税青色申告決算書の写し、及び国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果(受信通知)を提出してください。
32	建物登記をしていないため、建物の登記簿謄本が提出できません。申請はできますか。	建物登記簿謄本に代わるものとして、固定資産評価証明書など、事業所の所在地、所有者が分かる証憑をご提出ください。その際、該当の住所や建物の「種類・構造」を示した箇所をマーカー等でマーキングしてください。